三、年功加俸として五箇年以上勤務者には月參圓附與のこと
（以上一年毎に月壹圓）
四、公休手當は公休十時間を越へざる者二日分、十時間以上十五時間を越へざるもの一日分の手當支給
五、出勤簿の作成
六、十時以後の夜業五割増
七、日曜臨時出勤は日給の五割増臨時出勤日欠勤者は公休手當に差支へなきこと
七、解決事項
一、要求書撤回のこと
二、全從業員の手當は、本給壹圓五拾錢以上の者は八分。同壹圓以上の者は一割。同壹圓以下の者は一割五分を二月より本給に繰入れる。

財團法人 協調會福岡出張所

三、年功加俸として五箇年以上勤務者には月參圓附與のこと
（以上一年毎に月壹圓）
四、公休手當は公休十時間を越へざる者二日分、十時間以上十五時間を越へざるもの一日分の手當支給
五、出勤簿の作成
六、十時以後の夜業五割増
七、日曜臨時出勤は日給の五割増臨時出勤日欠勤者は公休手當に差支へなきこと
七、解決事項
一、要求書撤回のこと
二、全從業員の手當は、本給壹圓五拾錢以上の者は八分。同壹圓以上の者は一割。同壹圓以下の者は一割五分を二月より本給に繰入れる。

財團法人 協調會福岡出張所